

地介地 第 93 号  
平成 27 年 9 月 18 日

様

桑名市保健福祉部理事（新病院・地域包括ケアシステム担当）

地域包括支援センターの適正な事業運営の徹底及び  
指定居宅介護支援事業所への委託状況調査の依頼について

日頃より、桑名市における介護保険の事業運営に格別のご尽力を賜っていることに対し、深く感謝を申し上げます。

標記のことについては、「地域包括支援センターの適正な事業運営の徹底について」（平成 26 年 9 月 12 日介高地第 132 号）によりお願いしたところではありますが、先の桑名市地域包括ケアシステム推進協議会において、地域包括支援センターの運営について委員から中立公正を求めのご意見をいただきましたので、改めて、適正な事業運営についてお願い申し上げます。

ご承知のとおり、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 第 4 項の規定及びそれに基づく介護保険法施行規則（平成 11 年 3 厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 4 号の規定により、地域包括支援センターは、適切、公正かつ中立な事業運営を確保しなければならないとされております。

また、厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日付け老発第 0609001 号）中、別記 1 の第 2 の 1（1）イ（ウ）⑤（g）においては、「市町村は、委託型の地域包括支援センターが、要支援者に係るケアマネジメント事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する際には、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと及び委託先の指定居宅介護支援事業所の業務に支障のない範囲で委託することについて、留意することとする。」とされています。

それにもかかわらず、昨年 8 月 20 日付けの中日新聞朝刊第 3 面において、『地域包括支援センター』の紹介先が運営法人のケアマネに偏っているのではないかと報道がなされました。そのため、当市では、各地域包括支援センターの協力のもと、指定居宅介護支援事業所への委託状況調査を実施し、その結果を桑名市地域包括ケアシステム推進協議会に報告し、中立公正であることを説明させていただきました。

しかし、残念ながら、前述のとおり、先の桑名市地域包括ケアシステム推進協議会におい

て、地域包括支援センターの運営について委員から中立公正を求めのご意見をいただきました。

つきましては、本年度も地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所への委託状況の調査を実施し、その結果を桑名市地域包括ケアシステム推進協議会に報告し、中立公正であることを説明させていただき、信頼回復に努めたいと思いますので、下記の要領により調査へのご協力をお願い申し上げます。

地域包括支援センターは、介護保険の保険者である市町村の委託を受けて包括的支援事業を実施する準公的機関です。それを踏まえ、各地域包括支援センターにおかれては、要支援者、要介護者ともに、特定の指定居宅介護支援事業者に偏ることのないよう、それぞれの状態像にふさわしい介護支援専門員、介護事業所等を複数紹介するなど、適切、公正かつ中立な事業運営を徹底するよう、お願い申し上げます。

#### 記

- |         |               |
|---------|---------------|
| 1. 提出期限 | 平成27年9月29日（火） |
| 2. 調査時点 | 平成27年7月時点     |
| 3. 提出書類 | 別紙様式          |